



社会福祉施設の労働災害の安全衛生対策について

「死亡災害ゼロ・アンダー１９０伊勢」の実現を！！

伊勢労働基準監督署
安全衛生課長 中島 賢

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan



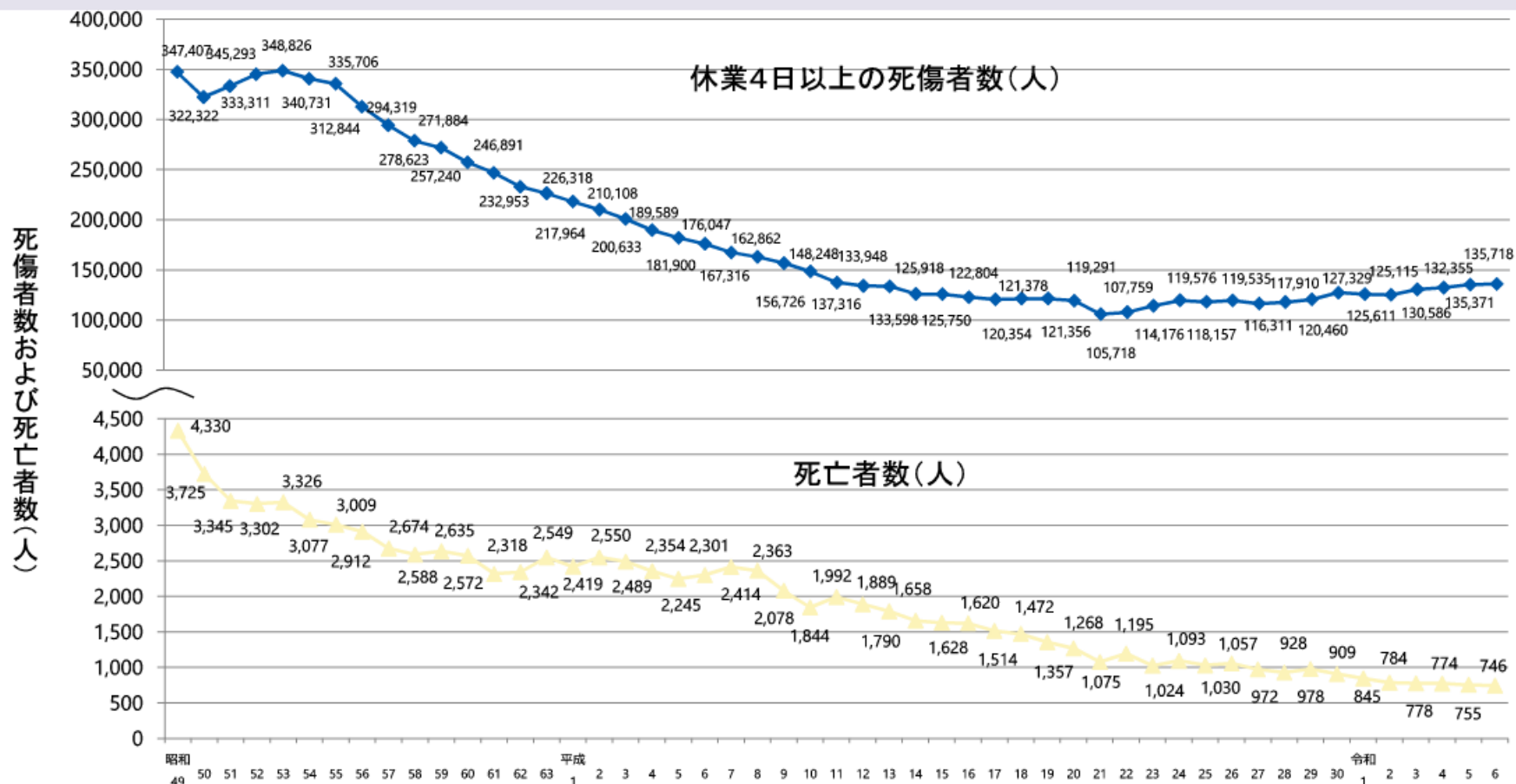
- 労働災害発生状況
- 転倒災害防止
- 全国安全週間、墜落防止強調月間
- 法改正
- 各種助成金



労働災害発生状況



全国の労働災害発生状況の推移



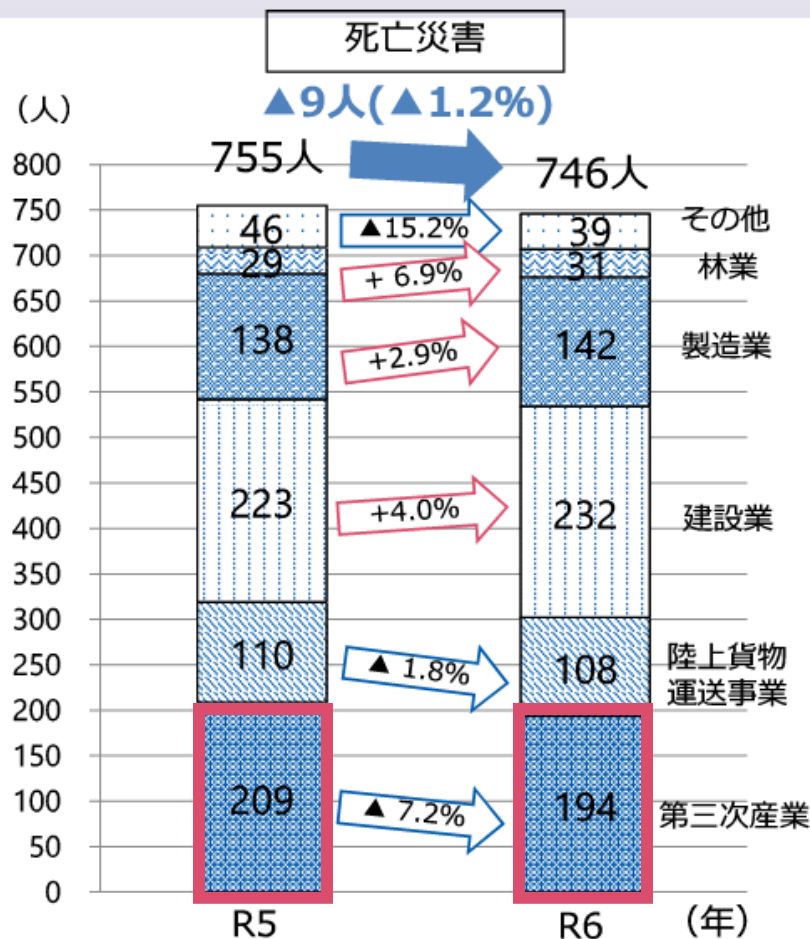
出典:平成23年までは、労災保険給付データ(労災非適用事業を含む)、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成
平成24年からは、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成
※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

【資料出所】労働者死傷病報告。新型コロナウイルス感染症のり患によるものを除く。

労働災害発生状況



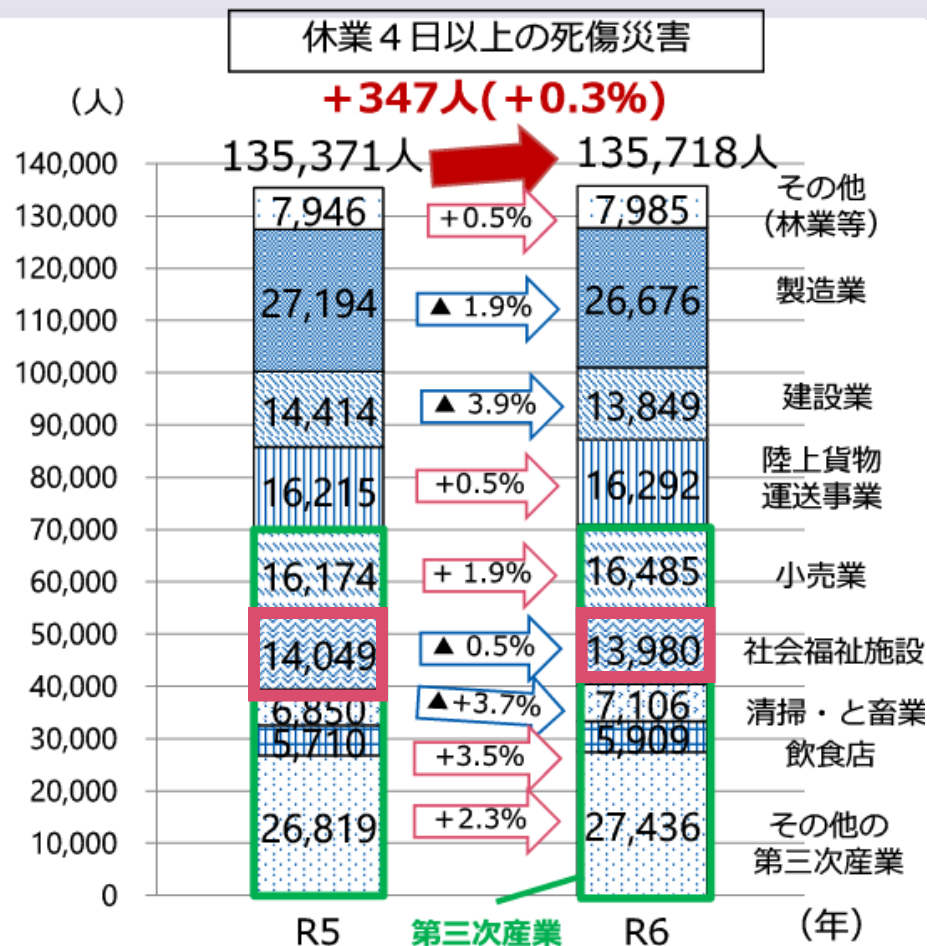
全国の業種別労働災害発生状況



※ 令和6年1月1日から令和6年12月31日までに発生した労働災害について、令和7年4月7日までに報告があったものを集計したもの

出典：死亡災害報告

※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

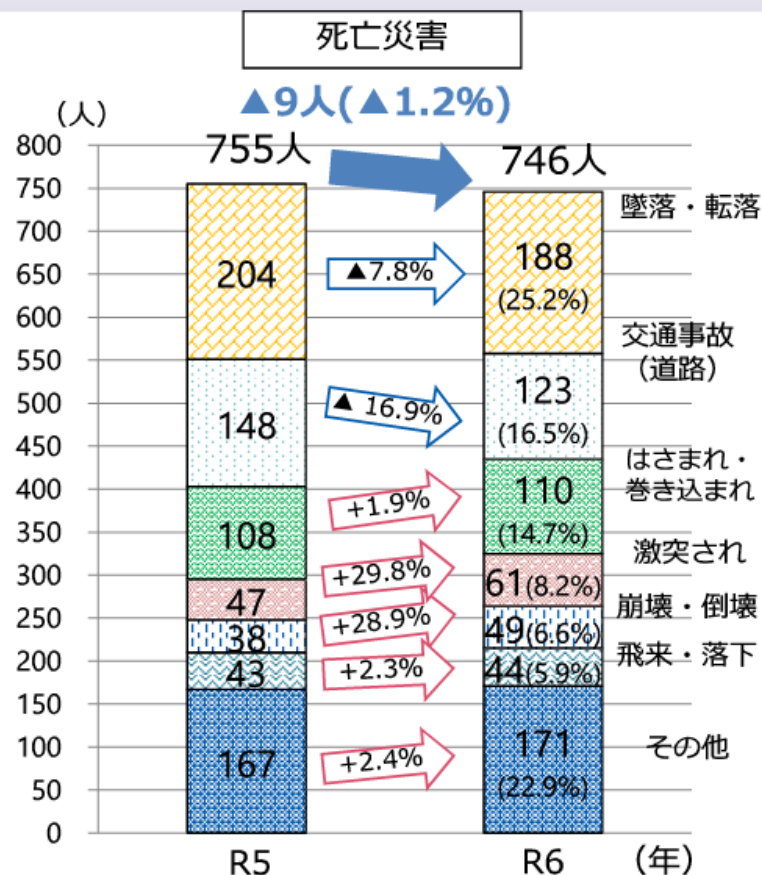


出典：労働者死傷病報告

※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

労働災害発生状況

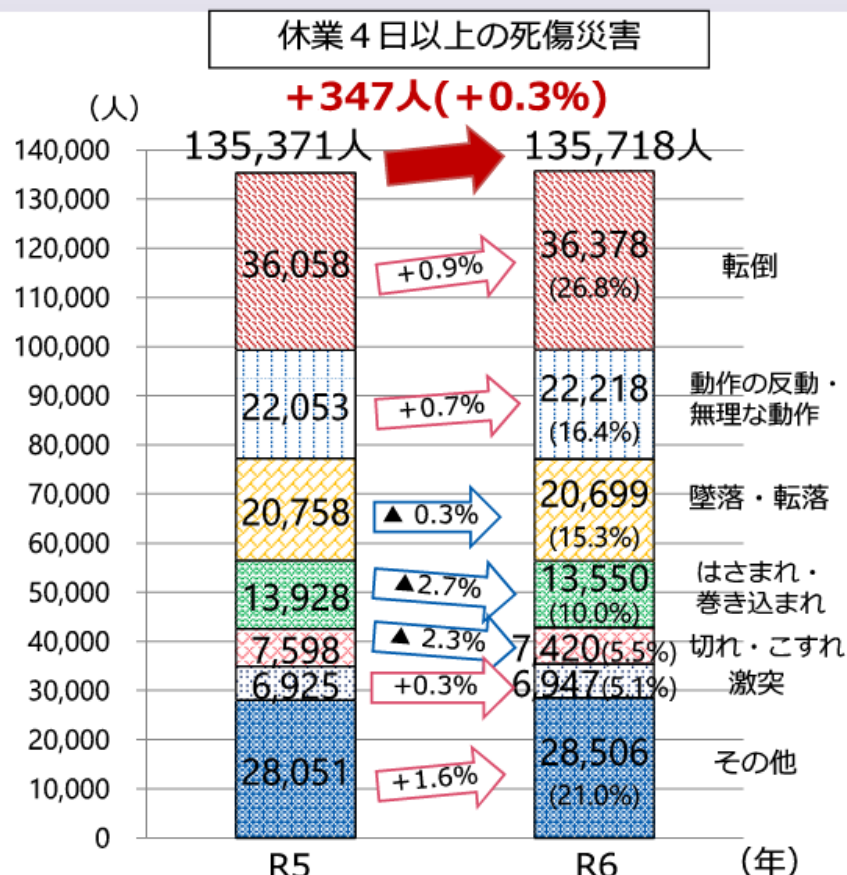
全国の事故の型別労働災害発生状況



※ 令和6年1月1日から令和6年12月31日までに発生した労働災害について、令和7年4月7日までに報告があったものを集計したもの

出典：死亡災害報告

※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。



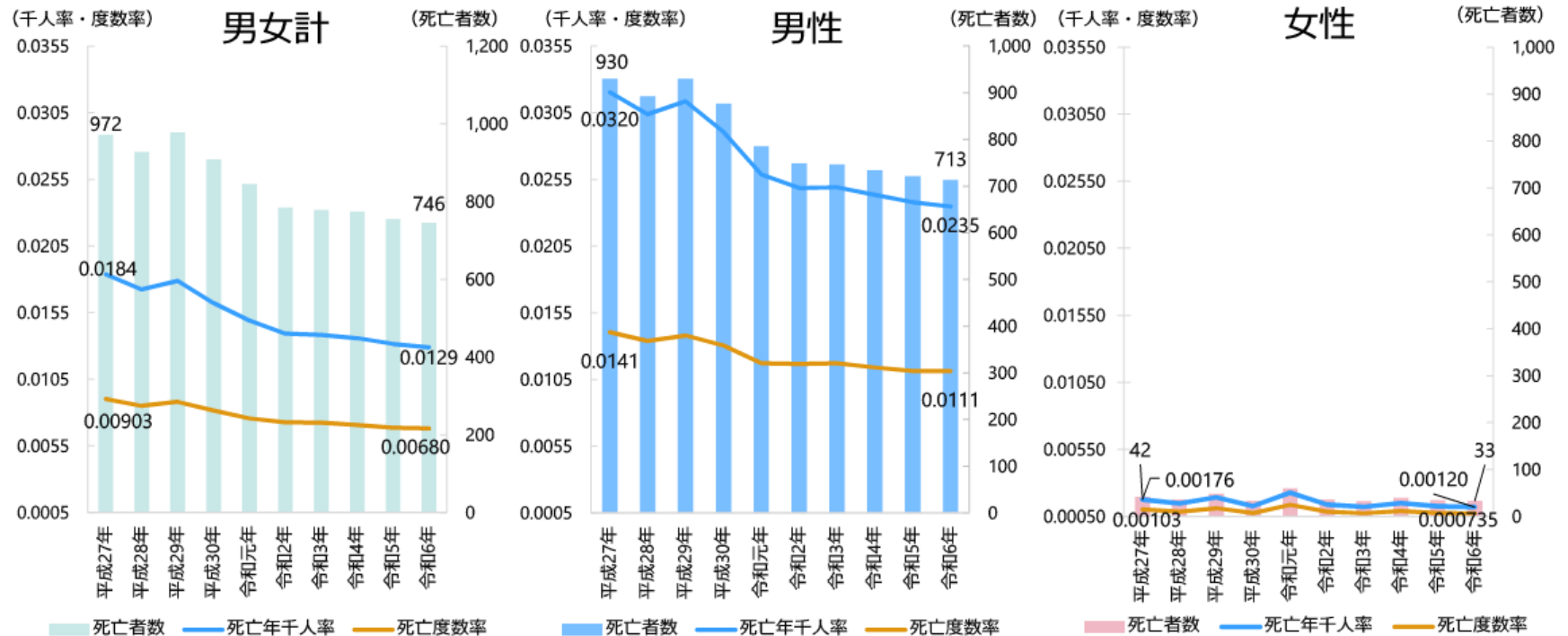
出典：労働者死傷病報告

※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。



労働災害発生状況

全国の死亡災害発生状況の推移



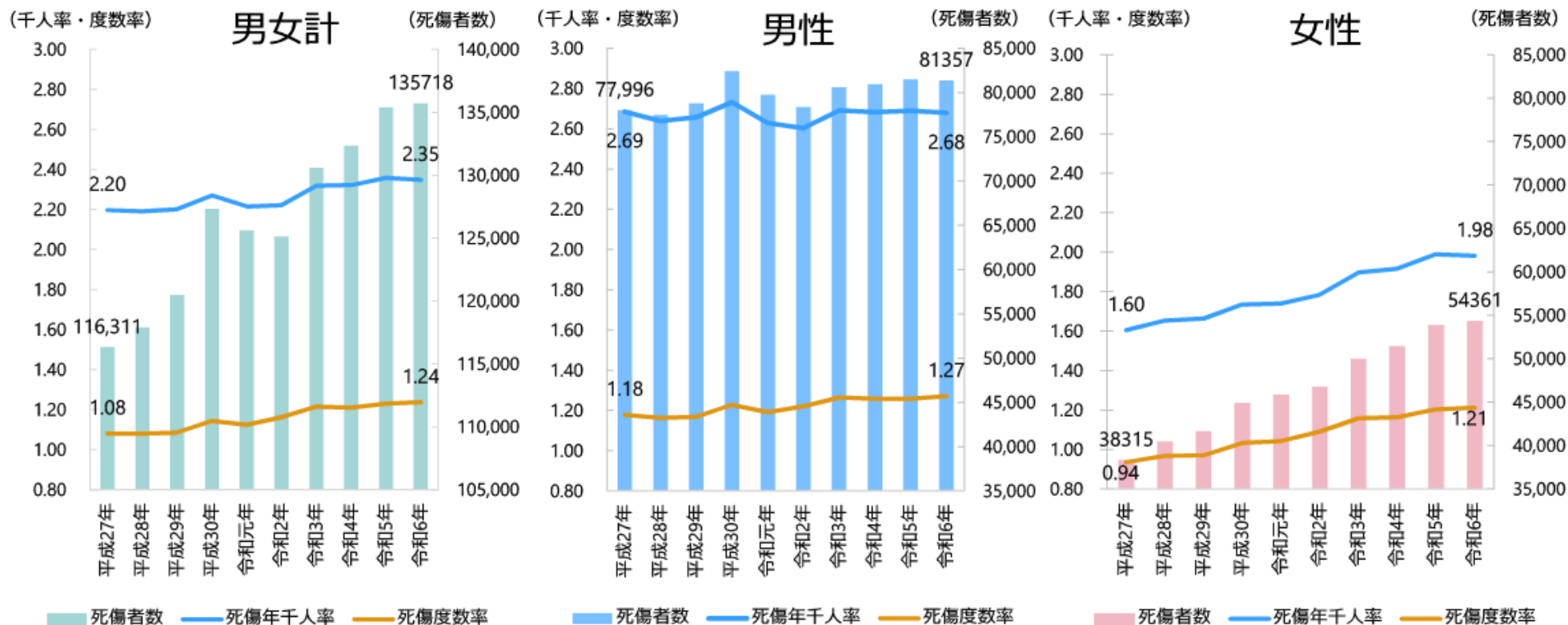
【データ出所】

死亡者数：平成27年から令和6年までの死亡者数...死亡災害報告（新型コロナウイルス感染症へのり患を除く）
労働者数：平成27年から令和6年までの労働者数...労働力調査（年次・基本集計第I-2表 役員を除く雇用者）
死亡年千人率：死亡者数÷平均労働者数×1000
延べ労働時間数：労働力調査（年次・基本集計第II-9表 平均週間就業時間及び第1-2表）から算出
度数率：死亡者数÷延べ労働時間数×1,000,000

労働災害発生状況



全国の死傷災害発生状況の推移



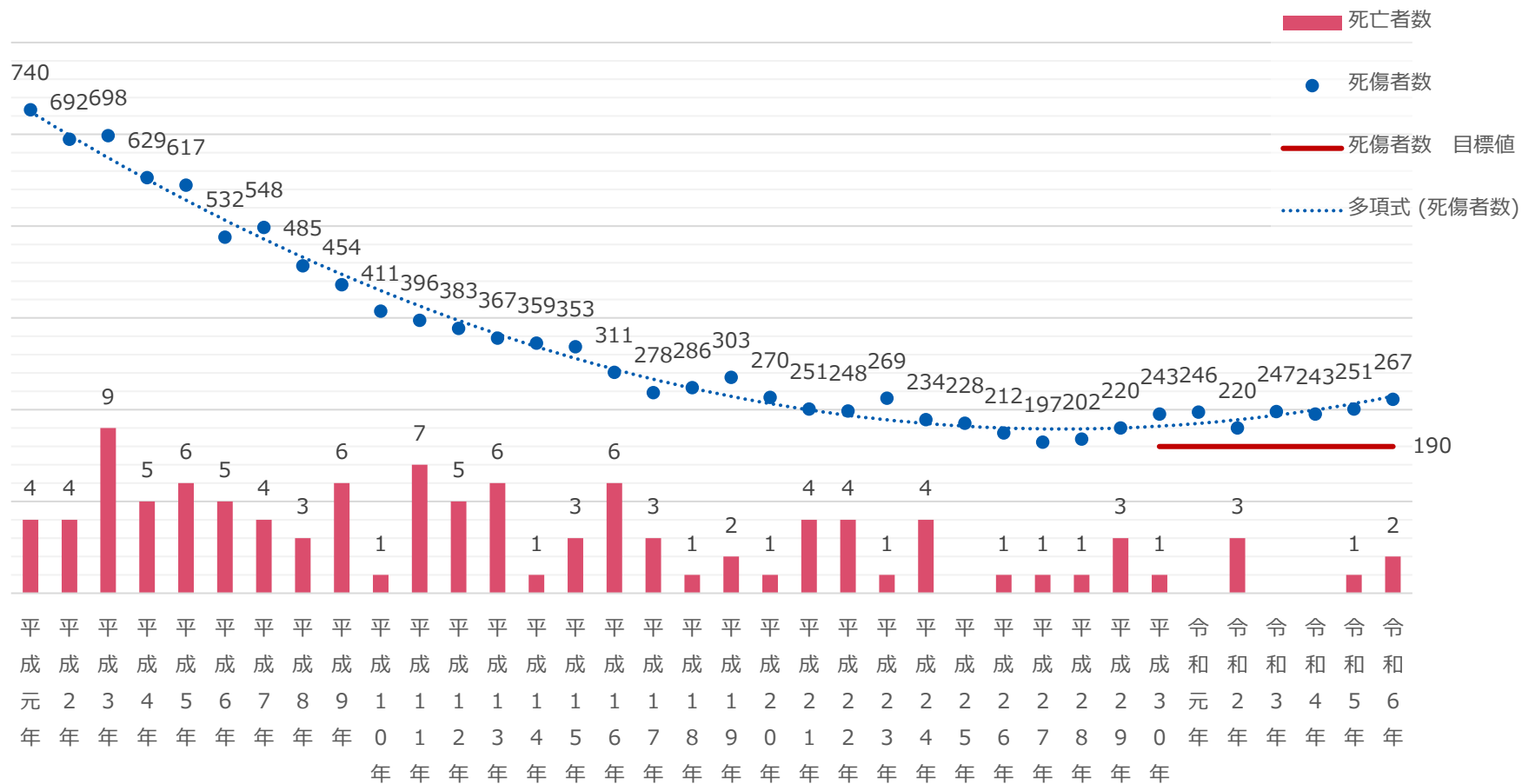
【データ出所】 死傷者数：平成27年から令和6年までの休業4日以上死傷災害...労働者死傷病報告（新型コロナウイルス感染症のり患を除く）
 労働者数：平成27年から令和6年までの労働者数...労働力調査（年次・基本集計第I-2表 役員を除く雇用者）
 死傷年千人率：死傷者数÷平均労働者数×1000
 延べ労働時間数：労働力調査（年次・基本集計第II-9表 平均週間就業時間及び第1-2表）から算出
 度数率：死傷者数÷延べ労働時間数×1,000,000

労働災害発生状況



伊勢労働基準監督署管内の労働災害発生状況の推移

休業4日以上死傷者数の推移

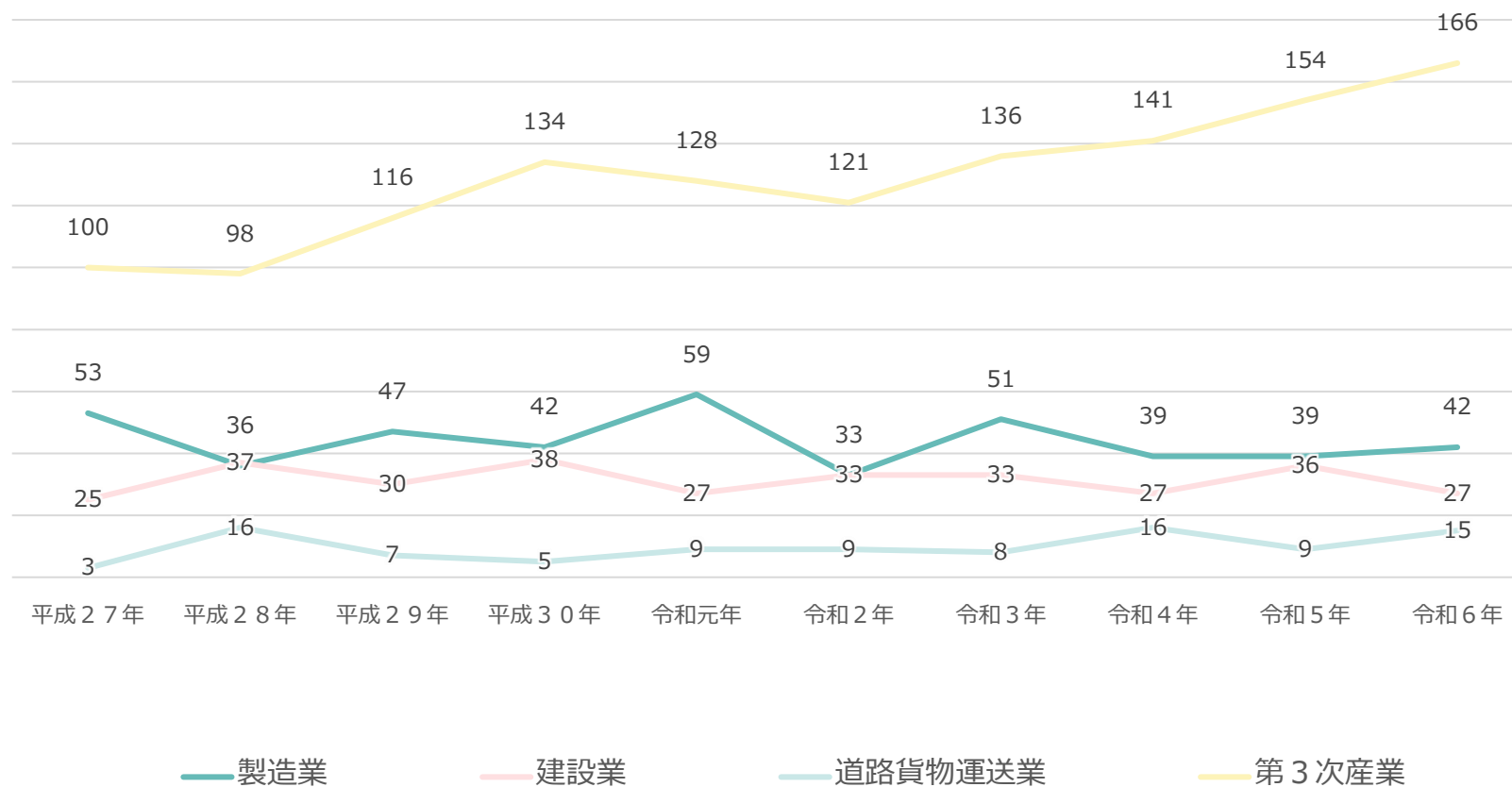


労働災害発生状況



伊勢労働基準監督署管内の労働災害発生状況の推移

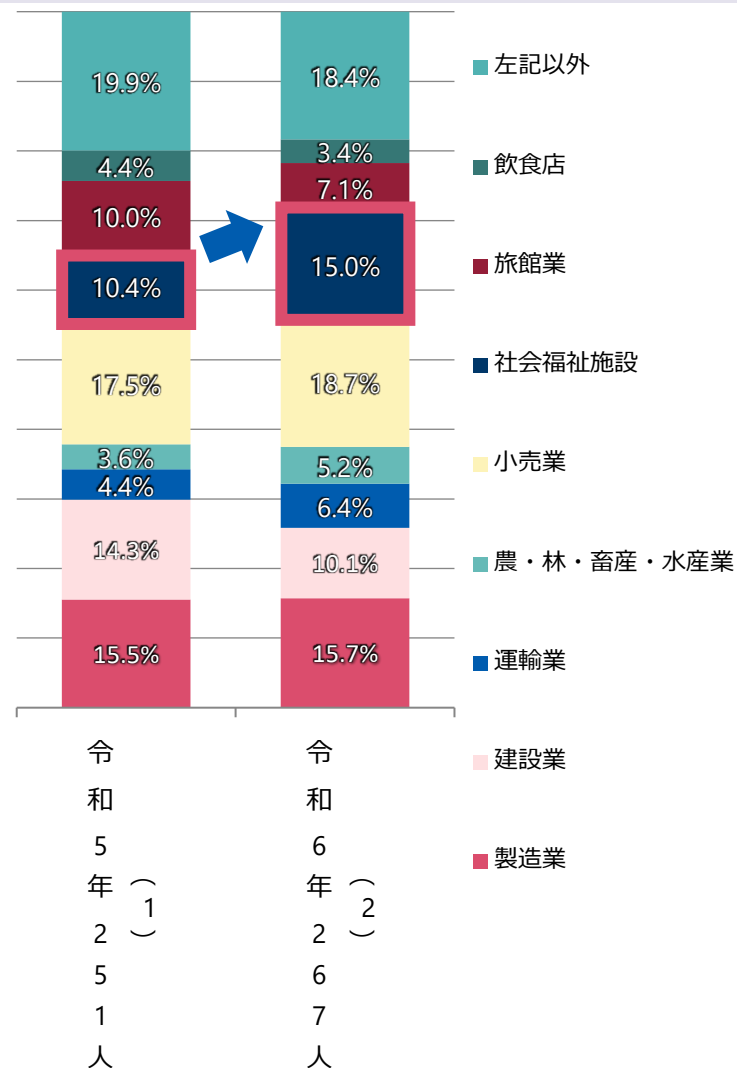
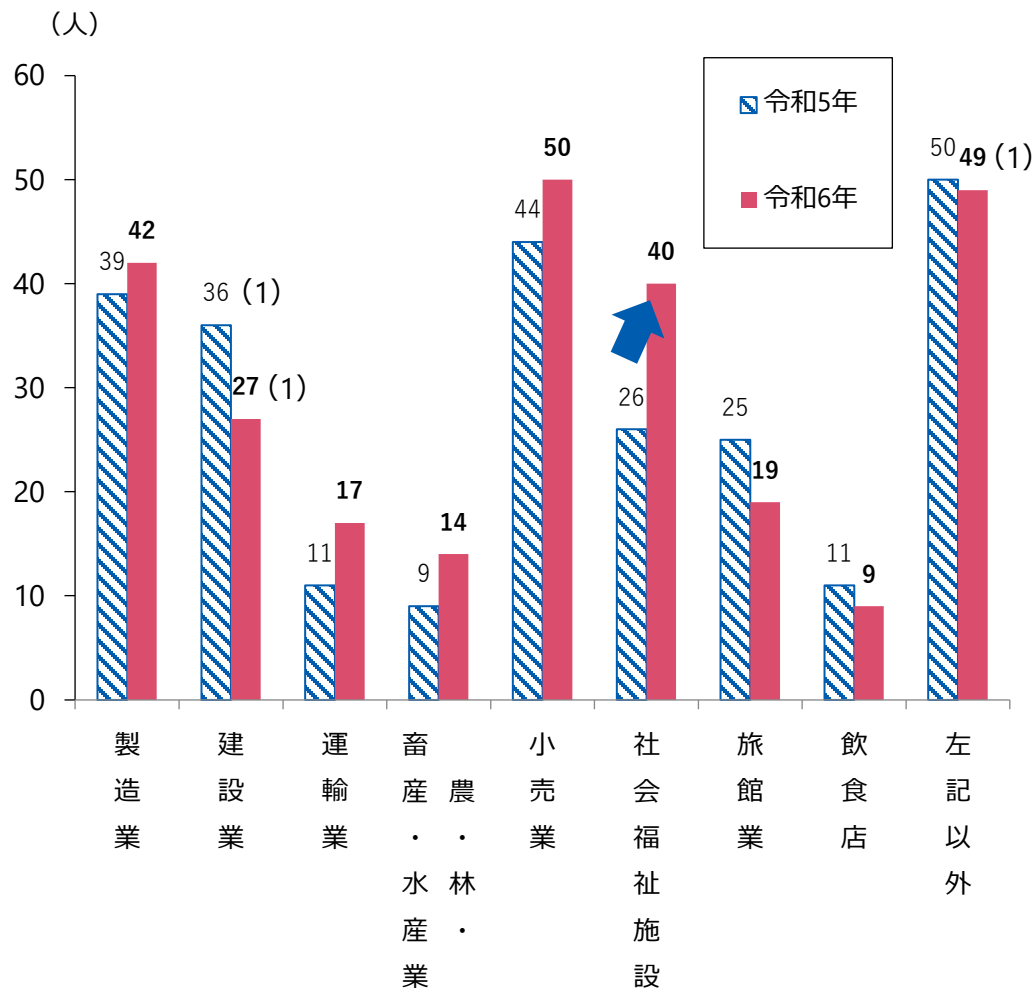
主要業種別発生状況



労働災害発生状況



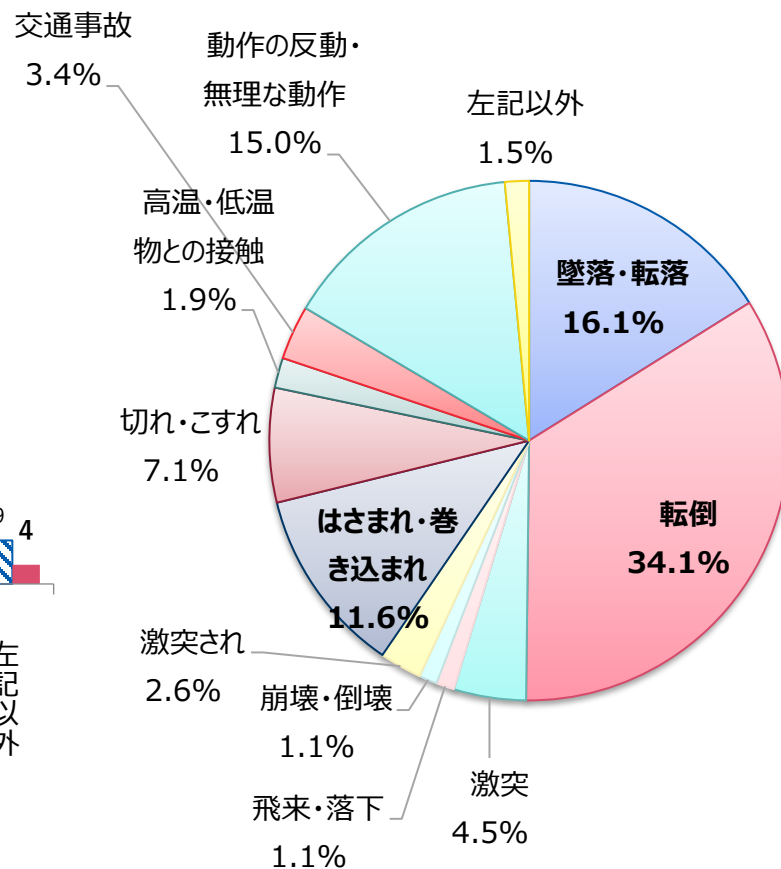
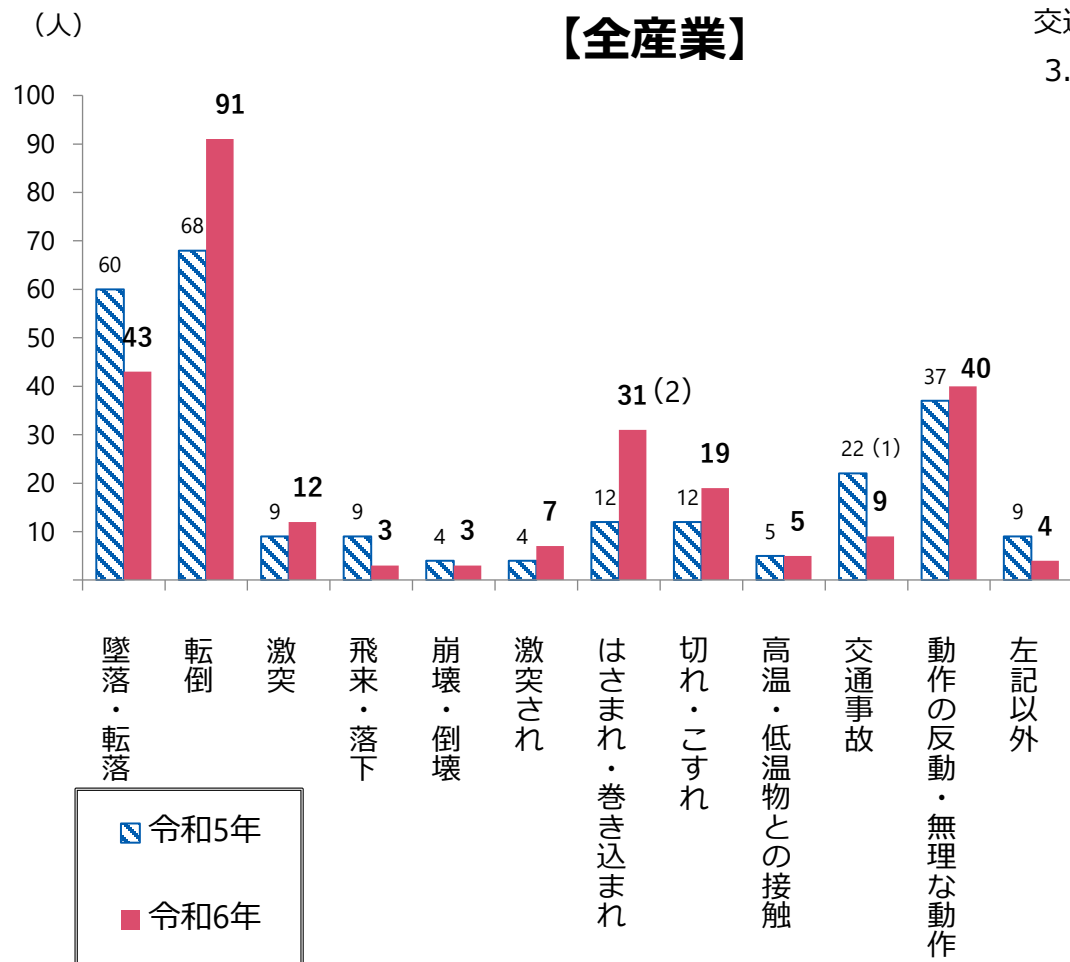
伊勢労働基準監督署管内の労働災害発生状況



労働災害発生状況



伊勢労働基準監督署管内の労働災害発生状況

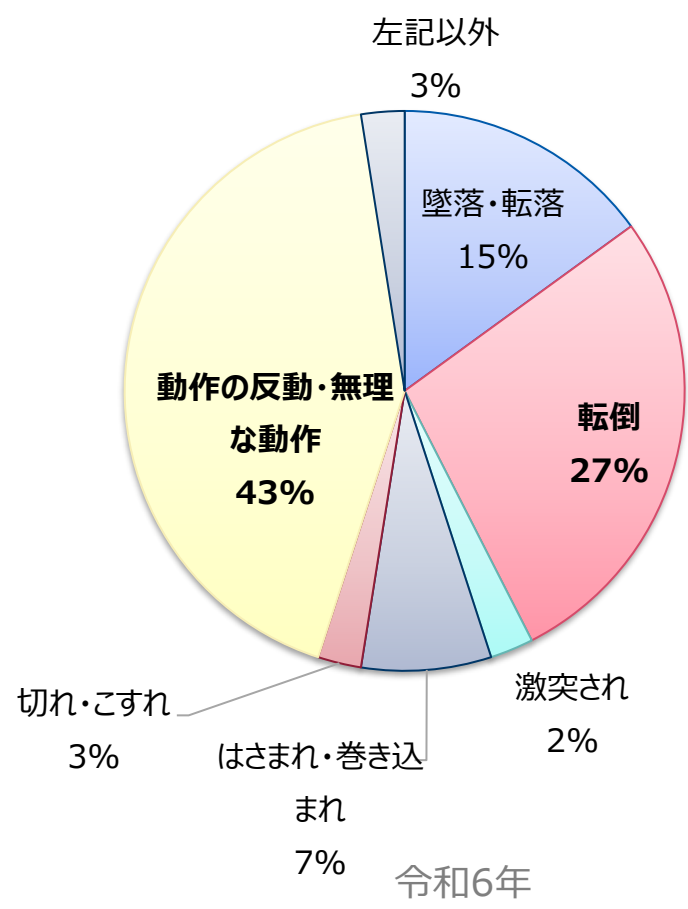
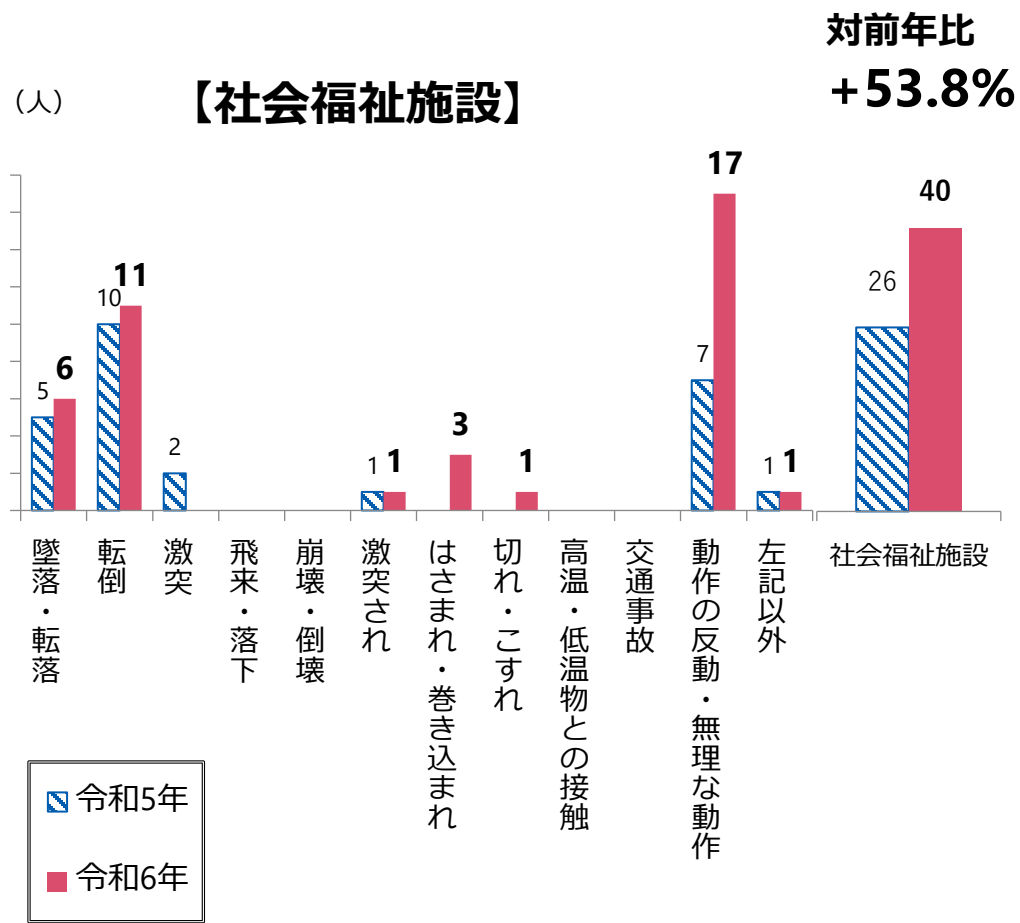


令和6年



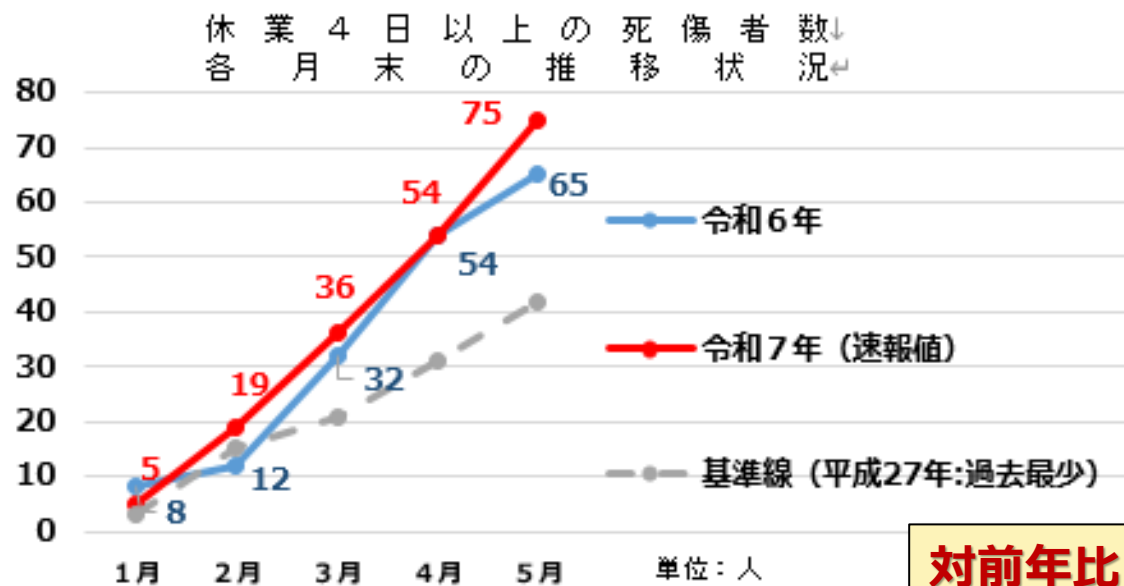
労働災害発生状況

伊勢労働基準監督署管内の労働災害発生状況



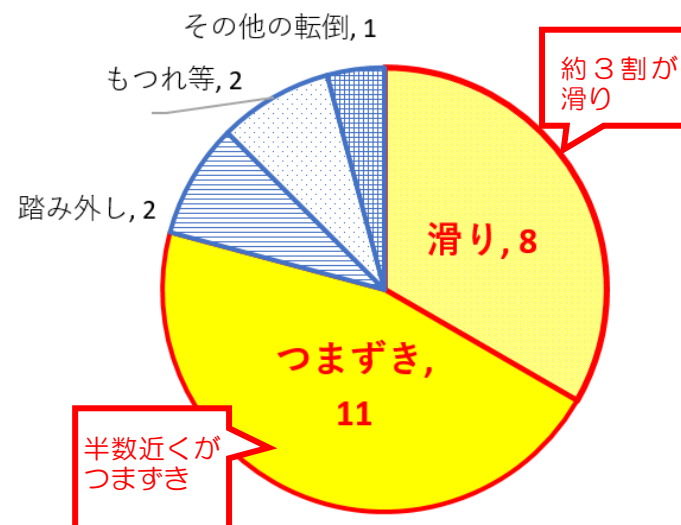
労働災害発生状況

伊勢労働基準監督署管内の労働災害発生状況（令和7年）



**対前年比
15.4%増**

伊勢署 R7.5末速報値における転倒災害の内訳（人）



労働災害発生状況

伊勢労働基準監督署管内の労働災害発生状況（令和7年）

事業の種類	休業見込期間	性別	経験期間	職種	事故の型	傷病性質	傷病部位	災害発生状況	原因
有料老人ホーム	3ヶ月	女性	12年	その他の社会福祉専門職業従事者	転倒（つまづき）	骨折	手首	被災者は、入居者の起床介助のため居室内に入る際、入居者の足がベッドからずり落ちており、慌ててしまったため、敷いてあった転倒防止用マットにつまづき、前方へ倒れ、右手を床で強打した。	施設のルールでは起床介助のために居室に訪室したら、まずマットを三つ折りたたむこととしていたが、入居者の安全をと本人が慌ててしまった
有料老人ホーム	1ヶ月	女性	15年	介護職員（医療・福祉施設等）	転倒（滑り）	骨折	背部	被災者は、施設内の入浴場にて利用者の入浴介助中、足を滑らせ転倒し、腰を打撲した。	適切な靴を使用していなかったため
特別養護老人ホーム	6日	女性	4年	介護職員（医療・福祉施設等）	動作の反動、無理な動作（腰痛）	業務上の負傷に起因する疾病	骨盤部	被災者は、ベッドから入居者を車椅子に移乗介助中、ベッドに座っている入居者を立たせようと引き上げたところ、腰痛を発症した。	不適切な介助方法であったこと。
通所・短期入所介護事業	7日	女性	3年	介護職員（医療・福祉施設等）	その他の動作の反動、無理な動作	関節の障害	指	被災者は、リハビリテーションフロアにて機械のセッティング後、後ろから利用者に指を握られて捻挫した。	
その他の障害者福祉事業	1ヶ月	男性	6ヶ月	福祉施設指導専門員	その他の動作の反動、無理な動作	関節の障害	ひざ	被災者は、施設廊下で、不穏状態の利用者に拳で顔を殴られ右腕を噛まれた。その後利用者が暴れたため、制止しようとしたところ右ひざを痛めた。	
有料老人ホーム	1ヶ月	女性	4年	介護職員（医療・福祉施設等）	動作の反動、無理な動作（腰痛）	骨折	骨盤部	被災者は、機械浴場で、入居者をストレッチャーに移乗させようとしていて、ストレッチャーのキャスター部分のロックが緩んでいたため動いてしまい、体勢が崩れたまま、再度力を入れて移乗させようと腰を痛めてしまった。	ストレッチャーのキャスターの固定の確認不足
特別養護老人ホーム	5日	男性	20年	介護職員（医療・福祉施設等）	その他の動作の反動、無理な動作	関節の障害	ひざ	利用者のパット交換をしているとき、ナースコールが鳴り、急いで対応するため急に走り出したところ、右膝に負荷がかかり負傷した。	急に走りだしたこと。
訪問介護事業	1ヶ月	女性	16年	訪問介護従事者	動作の反動、無理な動作（腰痛）	骨折	背部	入居者の居室内で、床にずり落ちしゃがみ込んでいる入居者を、ベッドに戻そうと背中から持ち上げようとしたところ、腰部に強い痛みが走り負傷した。	一人で床から持ち上げたため

労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- ❑ (なし) 何も無いところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒（27%）
➢ 転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入（★）
- ❑ 作業場・通路に放置された物につまずいて転倒（16%）
➢ バックヤード等も含めた整理、整頓（物を置く場所の指定）の徹底
- ❑ 通路等の凹凸につまずいて転倒（10%）
➢ 敷地内（特に従業員用通路）の凹凸、陥没穴等（ごくわずかなものでも危険）を確認し、解消
- ❑ 作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまずいて転倒（8%）
➢ 適切な通路の設定
➢ 敷地内駐車場の車止めの「見える化」
- ❑ 作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒（8%）
➢ 設備、什器等の角の「見える化」
- ❑ 作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒（7%）
※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い
➢ 転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる

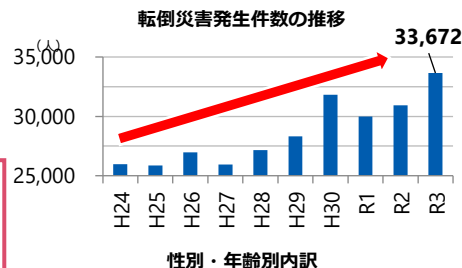
「滑り」による転倒災害の原因と対策

- ❑ 凍結した通路等で滑って転倒（25%）
➢ 従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する（★）
- ❑ 作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒（19%）
➢ 水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。
（清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してから開放の徹底）
- ❑ 水場（食品加工場等）で滑って転倒（16%）
➢ 滑りにくい履き物の使用（労働安全衛生規則第558条）
➢ 防滑床材・防滑グレーチング等の導入、摩耗している場合は再施工（★）
➢ 隣接エリアまで濡れないよう処置
- ❑ 雨で濡れた通路等で滑って転倒（15%）
➢ 雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う

（★）については、高齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」（補助率1/2、上限100万円）を利用できます
中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます

エイジフレンドリー補助金 中小規模事業場安全衛生サポート事業

転倒災害の発生状況（休業4日以上、令和3年）



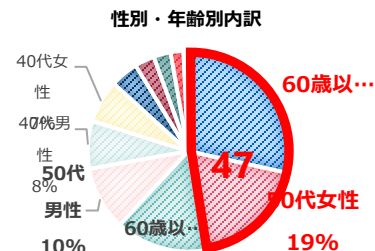
転倒による怪我の態様

・骨折（約70%）

- ・打撲
- ・眼球破裂
- ・外傷性気胸 など

転倒災害による平均休業日数（※労働者死傷病報告による休業見込日数）

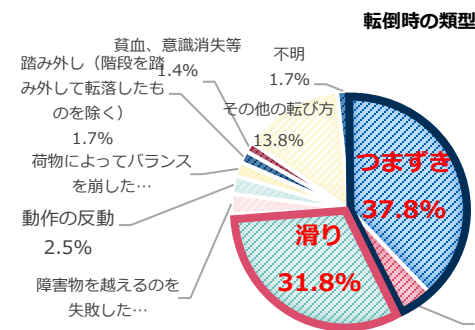
47日



転倒したのは...



転倒災害が起きているのは移動のときだけではありません



＜その他の転び方＞

- ・他人とぶつかった・ぶつかられた
- ・台車の操作を失敗した
- ・他人、動物等を避けようとしてバランスを崩した
- ・服が引っかかった
- ・坂道等でバランスを崩した
- ・立ち上がったときにバランスを崩した
- ・靴紐を踏んだ
- ・風でバランスを崩した

主な原因と対策

転倒リスク・骨折リスク

■ 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります
→「転びの予防 体力チェック」「口コチェック」をご覧ください

■ 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します
→対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう

■ 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも
→「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」（内閣府ウェブサイト）



内閣府ウェブサイト



Before



After



第98回 全国安全週間

期間 令和7年7月1日(火)~7日(月)

準備期間 令和7年6月1日(日)~30日(月)

多様な仲間と 築く安全 未来の職場

今年で98回を迎える全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ることを目的として、実施されてきました。

これまで、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策を展開されてきました。この努力により労働災害は長期的には減少しておりますが、令和6年の労働災害については、死亡災害は累計開始以降最少となった前年を下回る見込みであるものの、休業4日以上の死傷災害は前年同率よりも増加しており、平成21年以降、死傷者数が増加に転じてから続く増加傾向に歯止めがかけられない状況となっています。

特に、高齢労働者の増加等を背景として、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、また、死亡災害については、墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にあります。

労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和5年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次3年目となる令和7年度においても、労使一丸となった取組が求められます。

そのため、令和7年度は、「多様な仲間と 築く安全 未来の職場」のスローガンの下、全国安全週間を実施することとしました。

主催 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会

港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

※裏面の「令和7年度全国安全週間実施要綱について」もご覧ください。



令和7年度（第98回）

全国安全週間メッセージ

三重労働局長 石田 聡

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で98回を迎えます。

この間、事業場では労使が協調して労働災害防止対策を展開し、労働災害は長期的に減少してきましたが、令和6年の三重県内における労働災害による死亡者数は、対前年比で4人増加して15人となり、休業4日以上の死傷者数は、対前年比で2人増加して2,343人で、4年連続の増加となり、令和3年以降、死傷者数が増加に転じてから続く増加傾向に歯止めがかけられない状況となっています。

また、近年は、就業人口が高齢化し、死傷者数のうち高齢労働者の労働災害や、転倒や腰痛などの労働者の作業行動に起因する死傷災害が多くを占め、死亡災害については、機械による「はさまれ・巻き込まれ」、高所からの「墜落・転落」などによるものが依然として後を絶ちません。

このような状況の下、労働災害を減少させ、労働者一人一人が安全で安心して働くことができる職場環境を築くためには、令和5年度からスタートした「三重労働局第14次労働災害防止計画」（令和5年度～令和9年度）に基づき、計画年次3年目となる令和7年度においても、引き続き労使双方が労働災害防止のための基本ルールを徹底し、一丸となった取り組みが求められるところです。

これらの状況を踏まえ、本年度は

「多様な仲間と 築く安全 未来の職場」

をスローガンとして展開されます。

皆様方におかれましては、全国安全週間を契機とし、職場における労働災害防止活動の重要性を再確認し、積極的な安全活動に取り組みましょう。

みんなの安全を、
みんなで守り合う。

SAFE コンソーシアム

— TEAM GOOD SAFE —



“SAFEコンソーシアムについて”

全てのステークホルダーが一丸となり、安全で健康に働くことのできる職場環境の実現を目指す「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」を設立しました。

SAFEコンソーシアムポータルサイト 



従業員の幸せのための安全アクション「SAFE」のロゴマークで、安全のシンボルマークである緑十字をモチーフとしたものです。

Safer Action For Employees

「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」として、全てのステークホルダーが一丸となり、働く人と、全ての人の幸せのために、安全で健康に働くことのできる職場環境の実現のため取り組んでいます。

労働災害防止に向けた機運の醸成や、企業・労働者のみならず、顧客やサービス利用者等のステークホルダーの行動変容のためにご協力いただける全ての企業・団体等の皆様に、コンソーシアムへの参画を呼びかけています。

コンソーシアムの趣旨・目的

労働災害のない安全で安心して働ける職場の実現は、いうまでもなく全ての人の願いです。しかし、産業構造の変化や働き方の多様化に伴って、転倒や腰痛などの労働者個人の身体機能が大きく影響するリスクや、顧客・発注者、調達先等との関係で改善が難しい業務、柔軟な働き方が進んだ結果としての統一的な教育研修機会の減少など、職場単独では対応が難しい新たな課題が増えてきています。SAFEコンソーシアムは、このような課題の解決を進めるため、「Safer Action For Employees (SAFE)」を旗印に、社会全体として安全で安心して働ける職場づくりのプライオリティを上げ、加盟者が互いの知恵を共有しながら取組を進めていこうとするものです。



加盟メリット

- ロゴマークの掲示や「SAFEアワード」による労働安全衛生への取組のPR
- 加盟メンバー間での取組事例の共有や適切なサービスの利用による企業等内での労働安全衛生水準の向上、労働災害損失の減少
- 加盟メンバー間の労働災害防止・健康増進事業やサービスのマッチング

取組

- 1 加盟メンバーの地位向上(ロゴマークの利用、コンソーシアムの活動の発信)
- 2 優良事例の表彰、コンソーシアム内外への発信(SAFEアワード)
- 3 好取組事例や労働災害防止対策サービスの共有、コンソーシアム事務局主催イベント等によるマッチングによる新たな取組の創出
- 4 安全で安心して働ける職場の実現に向けた協議・周知啓発(シンポジウム)



SAFEアワード

労働災害防止に向けた取組を実施している企業・団体に取組内容を応募いただき、優れた取組を表彰します。



シンポジウム

SAFEコンソーシアム加盟者、その他の企業等が安全で安心して働ける職場の実現に向けた協議や周知啓発、交流を図ります。



現場視察

コンソーシアム加盟企業の実践を広く周知する現場視察等を行います。

SAFE コンソーシアム
ポータルサイト
<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>



加盟はこちらから
<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/sc/consortium>



SAFE コンソーシアム
X @safe_mhlw
https://twitter.com/safe_mhlw





令和7年度

墜落災害防止強調月間

あせるな

いそぐな

おこたるな

「墜落・転落」による労働災害は、建設業に関わらず、運輸業のほか、様々な業種で多発し、他の労働災害に比べて被災による重篤度が高くなっています。

三重労働局・各労働基準監督署では、7月と12月を「墜落災害防止強調月間」と定め、墜落災害防止の取組を推進しています。

作業に応じた「墜落によるリスクの低減措置」を図りましょう。



令和6年に発生した墜落による死亡災害事例

業種	被災者の職種・年齢	災害発生状況
道路貨物運送業	運転者 50代	被災者は、地上約3mのトラック荷台上で荷積み作業中、荷台上から地面に墜落した。
ビルメンテナンス業	清掃員 70代	被災者は、ハンディ型の掃除機を使用し階段の清掃作業中、階段を転落した。
その他の建設業	はつり工 40代	被災者らは、足場の作業床上で作業中、作業によって生じた堆積物により作業床が崩壊し、底部まで墜落した。
	はつり工 30代	

1 足場、屋根等からの墜落・転落災害の防止

足場からの墜落災害は、墜落防止措置の不備、労働者の不安全行動や無理な姿勢による作業、床材や手すり等の緊結不備により発生しています。

- ☐ ①足場設置のための幅が1m以上確保できる箇所には、本足場を使用しましょう。※
- ☐ ②足場には、法令に基づき、手すり、中さん等を設置しましょう。※
- ☐ ③足場には、「より安全な措置」に基づき、上さんや幅木などを設置しましょう。
- ☐ ④作業床の端、開口部には、囲い、手すり、覆い等を設置しましょう。※
- ☐ ⑤墜落制止用器具は、フルハーネス型安全帯等高さに応じた物を使用しましょう。※
- ☐ ⑥墜落制止用器具を使用するための親綱を必要に応じて設置しましょう。※
- ☐ ⑦足場の点検者を指名し、床材や手すり等の点検・補修を行い、氏名と結果を保存しましょう。※
- ☐ ⑧組立・解体の作業手順を周知しましょう。
- ☐ ⑨新規入場者教育等必要な安全衛生教育を行いましょう。※

※が未実施の場合、法令に抵触することがあります。



2 はしご、脚立や階段からの墜落・転落災害の防止

はしご、脚立や階段における災害は、移動中の足の滑り・踏み外し、はしご脚部の滑り、脚立上においてバランスを崩すことによる災害も発生しています。過去の災害事例を見ますと死亡災害も発生しています。

はしごや脚立の使用の前に、床面の広いローリングタワー（移動式足場）や作業台等の使用を検討しましょう。

- ☐ ①はしごの上部・下部を固定しましょう。※
(固定できない時は、他の人が支えてください)
- ☐ ②はしごの上端を上端床から60cm以上突出させてください。
- ☐ ③はしごの立て掛け角度を75度程度確保しましょう。
- ☐ ④はしご、脚立から身体を乗り出さないように作業をしましょう。
- ☐ ⑤はしご、脚立の昇降時には手に荷物を持たずに昇降しましょう。
- ☐ ⑥脚立の天板に乗って作業をしないでください。
- ☐ ⑦移動中、足元の確認を徹底させ、踏み外しを防止しましょう。
- ☐ ⑧階段付近は十分な明るさを確保し、足元が見える状態で昇降しましょう。

※が未実施の場合、法令に抵触することがあります。



あせるな

いそぐな

おこたるな

死亡災害ゼロ・アンダー2,000みえ推進運動

労働災害を防止するために、事業者、
発注者、関係請負人、労働者の一人一人が、
労働災害防止のための基本ルールを守り、

「安全衛生行動」

を確実に実行しましょう。

労働災害を防ぐための安全衛生行動！



あせるな

いそぐな

おこたるな

死亡災害ゼロ・アンダー2,000みえ推進運動

令和7年「死亡災害ゼロ・アンダー2,000みえ推進運動」



ワン ツー スリー
無災害 1・2・3
トライアル

あせるな

いそぐな

おこたるな

募集
期間

令和7年 **7** 月 **1** 日(火) → **7** 月 **30** 日(水)

取組
期間

令和7年 **8** 月 **1** 日(金) → **12** 月 **1** 日(月)

実施
内容

事業場ごとに無災害「1・2・3」トライアルの安全衛生スローガンを定め、
労使協調により安全衛生活動を展開し、上記取組期間中の死亡、休業及び障害
を伴う災害の「無災害」を目指すもの。

参加
資格

三重県内で事業活動を行う企業、事業場

建設業の場合は、店社単位、建設工事現場単位のいずれでも申込み可能
とするが、建設工事現場単位での参加の場合は、施工期間の全部又は一部
が令和7年8月1日から令和7年12月1日の期間を含むこと。

申込方法、結果報告方法については、裏面及びウェブページをご覧ください。

令和7年「死亡災害ゼロ・アンダー2,000みえ」無災害1・2・3トライアル
のウェブページ

https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/news_topics/topics/R7_123trial_001.html

主催

三重労働局・各労働基準監督署



申込方法

令和7年「死亡災害ゼロ・アンダー2,000みえ」無災害「1・2・3」トライアルのウェブページからダウンロードした参加申込書に、必要事項を記入の上、事務局あてメール又は郵送にて、令和7年7月1日から7月30日（郵送の場合は消印有効）までに提出してください。

結果報告

無災害を達成した事業場は、令和7年「死亡災害ゼロ・アンダー2,000みえ」無災害「1・2・3」トライアルのウェブページからダウンロードした結果報告書に、必要事項を記入の上、事務局あてメール又は郵送にて、令和7年12月8日から12月19日（郵送の場合は消印有効）までに提出してください。

令和7年「死亡災害ゼロ・アンダー2,000みえ」
無災害「1・2・3」トライアルのウェブページ



https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/news_topics/topics/R7_123trial_001.html

【提出先・事務局】

三重労働局 労働基準部 健康安全課

〒514-8524 津市島崎町327-2

【e-mail】 kenkouanzenka-miekyoku@mhlw.go.jp



令和7年「死亡災害ゼロ・アンダー2,000みえ」
無災害「1・2・3」トライアル 参加申込書
（応募期間：令和7年7月1日～7月30日）

事業場名 （建設工事の場合は工事名及び工期）	【工事名】 【工期】	
事業場代表者職氏名		
事業場所在地		
労働保険番号		
担当者職氏名、電話番号		TEL

当事業場は、令和7年「死亡災害ゼロ・アンダー2,000みえ」無災害「1・2・3」トライアルに参加します。

当事業場は、以下の参加要件を満たしております。（チェック欄に○を付してください）

参加要件	要チェック
(1) 無災害「1・2・3」トライアルの趣旨に賛同し、労使協調の上、労働災害防止に意欲的に取り組みます。	
(2) 建設工事現場単位の場合、施工期間の全て又は一部が、令和7年8月1日から令和7年12月1日までの期間を含みます。	

当事業場は、無災害「1・2・3」の目標達成に向けて、以下のスローガンを掲げます。

「無災害トライアル」 安全衛生スローガン

労働者代表の意見：

（労働者代表職氏名）

【結果報告の提出について】提出期間：令和7年12月8日～12月19日

無災害を達成した事業場は、令和7年「死亡災害ゼロ・アンダー2,000みえ」無災害「1・2・3」トライアルの格設ページから結果報告書をダウンロードして必要事項を記入の上、事務局あて、メール又は郵送にて結果を報告してください。

【提出先・事務局】

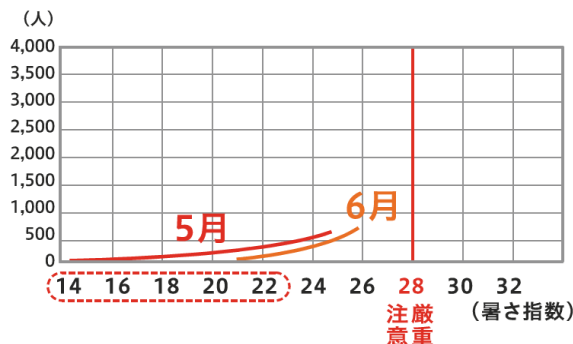
三重労働局 労働基準部 健康安全課

〒514-8524 津市島崎町 327-2

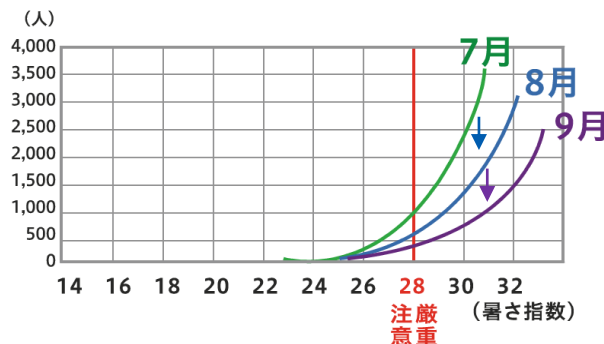
【e-mail】 kenkouanzenka-miekyoku@mhlw.go.jp

熱中症について

熱中症の救急搬送者数 全国6都市※における熱中症による救急搬送者数(平成30年～令和3年)
※東京都・大阪市・名古屋市・新潟市・広島市・福岡市



気温が高くない時期から救急搬送者は出現



7月以降は、同じ気温での搬送者数は、減少していく傾向（暑熱順化が進んでいく）

1 熱中症の発生状況について

令和6年に全国で職場での熱中症に被災した人の数は1,195人であり、過去10年で最多を記録し、うち30人が死亡しています。

全国の職場における熱中症による死傷者数の推移(2015年～2024年) (人)

2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
464	462	544	1,178	829	959	561	827	1,106	1,195
(29)	(12)	(14)	(28)	(25)	(22)	(20)	(30)	(31)	(30)

※()内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数である。

令和6年の多業種が製造業 次いで建設業、運送業、警備業の順
屋内で作業を行う多い業種や寒暖差のある環境においても多数発生

令和6年に全国で発生した30人の死亡災害では、

- ・発症時・緊急時の措置が不十分 21件
- ・暑さ指数(WBGT)の把握していない 26件
- ・熱中症予防教育の実施をしていない 15件
- ・糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病や所見を有している事が明らかな事例は 18 件

職場における熱中症予防情報

1. 熱中症の原因と発生しやすい職場の条件



蒸し暑い環境

- 高温多湿で無風の屋外作業
- 空調設備のない屋内での作業
- 工作機械等が密集している工場内
- 炎天下・照り返しのある場所

身体負荷の高い作業

- 身体全体の筋力を使う作業
- 長時間にわたる作業
- 自己判断で休憩が取れない作業
- 飲料を摂取しづらい作業

体調が良くない

- 二日酔い
- 寝不足
- 下痢（脱水状態）
- 持病（糖尿病・心臓病等）

休憩場所がない

管理体制に不備

予防対策グッズ未使用

熱中症

体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温の調節ができなくなり、身体の機能が損なわれる



「あやまった行動」現場で作業員が倒れたときの × 対応

▶ 作業員の様子がおかしいと思ったが...



大丈夫そうだったので「ひとり」で休ませた

▶ 作業員の様子がおかしいと思ったら...



すぐに119番 ▶ 水をかけ、全身を『急速冷却』！

手の甲の皮膚をつまみ上げて放し
もとに戻るのに2秒以上かかれば「脱水」の疑いあり



高齢者で確認しやすい

働く人の
今すぐ使える
熱中症ガイド





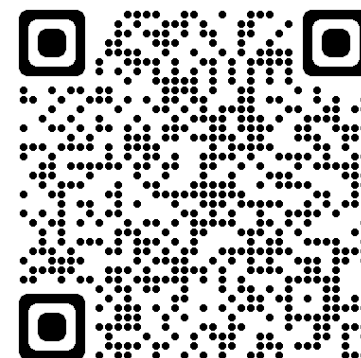
職場における熱中症予防 理解度クイズ

第1章

熱中症が発生するしくみと症状

ご覧頂いた動画の理解度を試すクイズです。
問題文を読んで、選択肢の中から1つだけ
選んでボタンを押してください。
正解・不正解の結果と解説が表示されます。

▶ 開始する



第1章「熱中症が発生するしくみと症状」理解度クイズ

<第1問>

次のうち、**熱中症の症状が疑われる症状**はどれでしょうか？

☐ 鼻水

☐ めまい

☐ 目のかすみ

☐ 咳

<第2問>

熱中症の**初期症状**である「**熱けいれん**」として、適当でない症状はどれでしょうか？

☐ 足がつる

☐ 筋肉痛のような痛みがある

☐ 手足がしびれる

☐ 全身がけいれんする

<第3問>

次の症状のうち、**熱中症のI度**とされていないものはどれでしょうか？

☐ こむらがえり

☐ 頭痛

☐ 立ちくらみ

☐ めまい

安全衛生規則改正等



「令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます」

職場における 熱中症対策の強化について



熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において
死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。

基本的な考え方



1 「熱中症の自覚症状がある作業中」や「熱中症のおそれがある作業中を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパトロールの活用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での連絡体制などにより、熱中症の症状がある作業者を積極的に把握するように努めましょう。

2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ適切な判断が可能となるよう、
①事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
②作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業中への周知

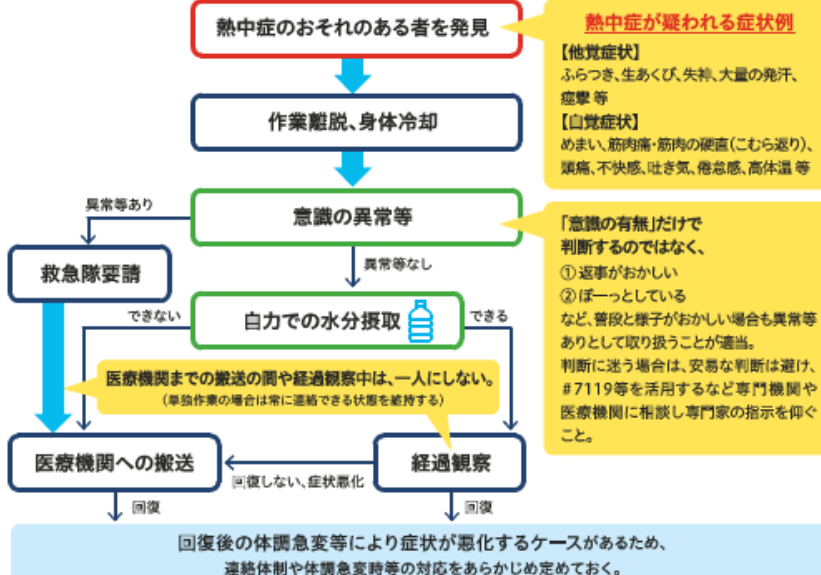
対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとする。

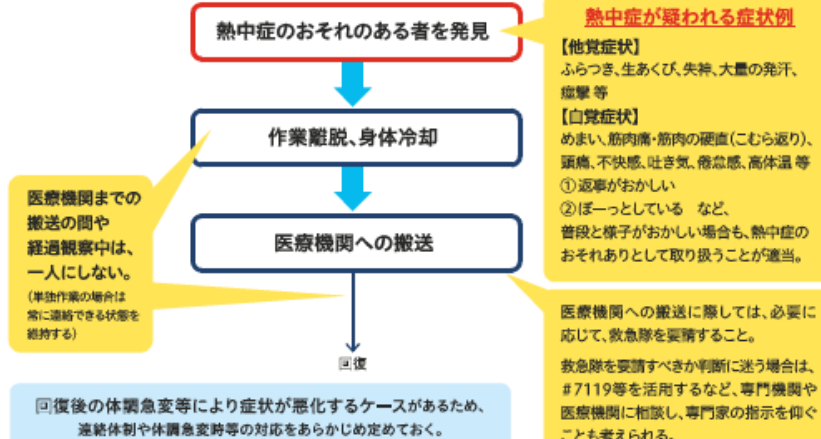
熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。





2025年4月から事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、 以下の1、2を対象とする保護措置が義務付けられます

- 1 危険箇所等で作業に従事する労働者以外の人
- 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等

労働安全衛生法に基づく省令改正により、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、必要な措置（※）を実施することが事業者には義務付けられます。

※ 労働安全衛生法第20条、第21条及び第25条、第25条の2に関して定められている以下の4つの省令で、作業場所に起因する危険性に対処するもの（退避、危険箇所への立入禁止等、火気使用禁止、悪天候時の作業禁止）について事業者が実施する措置が対象です。

・労働安全衛生規則 ・ボイラー及び圧力容器安全規則 ・クレーン等安全規則 ・ゴンドラ安全規則

法令改正等の主な内容

1 危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象範囲を、作業場で何らかの作業に従事する全ての者に拡大

危険箇所等で作業を行う場合に、事業者が行う以下の措置については、同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）も**対象にすることが義務付けられます**。

- 労働者に対して危険箇所等への立入禁止、危険箇所等への搭乗禁止、立入等が可能な箇所の限定、悪天候時の作業禁止の措置を行う場合、**その場所で作業を行う労働者以外の人にもその対象とすること**
- 喫煙等の火気使用が禁止されている場所においては、**その場所にいる労働者以外の人についても火気使用を禁止すること**
- 事故発生時等に労働者を退避させる必要があるときは、**同じ作業場所にいる労働者以外の人にも退避させること**

2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知の義務化

危険箇所等で行う作業の一部を請負人（一人親方、下請業者）に行わせる場合には、以下の措置が義務づけられます。

- 立入禁止とする必要があるような危険箇所等において、例外的に作業を行わせるために労働者に保護具等を使用させる義務がある場合には、**請負人（一人親方、下請業者）に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知すること**

重要

今回の改正で請負人への保護具等の使用に係る周知が義務付けられるのは、立入禁止とする必要があるような危険箇所等で例外的に作業を行わせる場面に限られますが、それ以外の場面であっても、
① 作業に応じた適切な保護具等を労働者に使用させることが義務付けられている場面
② 特定の作業手順や作業方法によって作業を行わせることが義務付けられている場面
については、**事業者が作業の一部を請け負わせた請負人に対して、保護具等の使用が必要である旨や、特定の作業手順、作業方法によらなければならない旨を周知することが推奨されます**。



トラックでの荷役作業時における 安全対策が強化されます。

改正のあらまし

①昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が**2 t 以上**に拡大されます。

②テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への**特別教育**が義務化されます。

③運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます。

荷役作業時における墜落・転落災害の防止

荷役作業における墜落災害は、荷台作業中の足の滑り、つまずき、体勢を崩すことや、降車時のステップの踏み外し等により発生しています。その他、荷の固定中に固定具が外れた反動で墜落する災害も発生しています。

- ☐ ①雨天時等滑りやすい状態で作業を行う場合には耐滑性の靴を使用しましょう。
- ☐ ②作業を行う前に作業場所や周辺の床・地面の凹凸などの確認、整理整頓を行いましょう。
- ☐ ③トラックの荷台や荷の上での作業及び移動はできるだけ避け、地上での作業や地上を移動することを検討しましょう。
- ☐ ④やむを得ず荷台や荷の上で作業をする際は、荷台端部付近で背を荷台外側に向けないようにし、後ずさりしないようにしましょう。
- ☐ ⑤テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業に対して特別教育を実施しましょう。※
- ☐ ⑥床面と荷台との昇降について安全に昇降できる設備を設置しましょう。
(積載荷重2トン以上の貨物自動車)。※
- ☐ ⑦保護帽を着用しましょう(積載荷重2トン以上の貨物自動車)。

※が未実施の場合、法令に抵触することがあります。



騒音障害防止のためのガイドラインを改訂しました

ガイドライン改訂の主なポイント

- 騒音障害防止対策の管理者の選任を追加
管理者を選任して、組織的にガイドラインに基づく対策を実施しましょう。
- 騒音レベルの新しい測定方法（個人ばく露測定と推計）の追加
- 聴覚保護具の選定基準の明示
JIS T8161-1に基づき測定された遮音値を目安とし、必要かつ十分な遮音値のものを選定するように追加しました。
- 騒音健康診断の検査項目の見直し
定期健康診断（騒音）における4,000ヘルツの聴力検査の音圧を、40dBから25dB及び30dBに変更しました。
雇入れ時のまたは配置替え時や、定期健康診断（騒音）の二次検査での聴力検査に、6,000ヘルツの検査を追加しました。

改訂ガイドラインの全文や解説など、
改訂内容に関する資料はこちら



化学物質規制が強化されています

主なポイント

- ラベル・SDSの伝達やリスクアセスメント実施義務対象物質が大幅に増加します。
- リスクアセスメントを実施し、労働者がリスクアセスメント対象物質に暴露する量を最小限度に抑えること。
- 濃度基準設定物質は濃度基準値以下とすること。
- 暴露防止対策の措置の状況と暴露状況について、記録の作成保存を行うこと。
- 皮膚に障害を起こす恐れのある物質は、保護具を着用すること。
不明な物質についても、保護具を着用すること
- 化学物質管理者の選任、保護具着用管理者の選任すること、
その他、ホームページを
ご参照ください。



令和5年4月1日から 危険有害な作業を行う事業者は
以下の1、2に対して一定の保護措置が義務付けられます

1 作業を請け負わせる一人親方等に対する措置の義務化

作業の一部を請け負わせる場合は、請負人（一人親方、下請業者）に対しても、**以下の措置の実施が義務付けられます。**

- 請負人だけが作業を行うときも、事業者が設置した局所排気装置等の**設備を稼働させる（または請負人に設備の使用を許可する）等の配慮を行うこと**
- 特定の作業方法で行うことが義務付けられている作業については、**請負人に対してもその作業方法を周知すること**
- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業については、**請負人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること**

2 同じ作業場所にいる労働者以外の人に対する措置の義務化

同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）に対しても、**以下の措置の実施が義務付けられます。**

- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業場所については、**その場所にいる労働者以外の人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること**
- 労働者を立入禁止や喫煙・飲食禁止にする場所について、**その場所にいる労働者以外の人にも立入禁止や喫煙・飲食禁止とすること**
- 作業に関する事故等が発生し労働者を退避させる必要があるときは、**同じ作業場所にいる労働者以外の人にも退避させること**
- 化学物質の有害性等を労働者が見やすいように掲示する義務がある作業場所について、**その場所にいる労働者以外の人も見やすい箇所に掲示すること**

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の推進、化学物質による健康障害防止対策等の推進、機械等による労働災害の防止の促進等、高齢労働者の労働災害防止の推進等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進【労働安全衛生法】

既存の労働災害防止対策に個人事業者等も取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図るため、

- ① 注文者等が講ずべき措置（個人事業者等を含む作業従事者の混在作業による災害防止対策の強化など）を定め、併せてILO第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）の履行に必要な整備を行う。
- ② 個人事業者等自身が講ずべき措置（安全衛生教育の受講等）や業務上災害の報告制度等を定める。

2. 職場のメンタルヘルス対策の推進【労働安全衛生法】

- ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている労働者数50人未満の事業場についても実施を義務とする。
その際、50人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保する。

3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進【労働安全衛生法、作業環境測定法】

- ① 化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設ける。
- ② 化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める。
なお、代替を認める対象は成分名に限ることとし、人体に及ぼす作用や応急の措置等は対象としない。
- ③ 個人ばく露測定について、作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適切な実施の担保を図る。

4. 機械等による労働災害の防止の促進等【労働安全衛生法】

- ① ボイラー、クレーン等に係る製造許可の一部（設計審査）や製造時等検査について、民間の登録機関が実施できる範囲を拡大する。
- ② 登録機関や検査業者の適正な業務実施のため、不正への対処や欠格要件を強化し、検査基準への遵守義務を課す。

5. 高齢者の労働災害防止の推進【労働安全衛生法】

- 高齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表することとする。 等
このほか、平成26年改正法において改正を行った労働安全衛生法第53条について、規定の修正を行う。

施行期日

令和8年4月1日（ただし、1①の一部は公布日、4②は令和8年1月1日、3③は令和8年10月1日、1②の一部は令和9年1月1日、1①及び②の一部は令和9年4月1日、2は公布後3年以内に政令で定める日、3①は公布後5年以内に政令で定める日）

補助金のご案内



▶ 新たに中小企業退職金共済制度に加入する等の事業主に対する助成

(中小企業退職金共済制度、建設業退職金共済制度、清酒製造業退職金共済制度、林業退職金共済制度)

▶ 最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業（業務改善助成金）

厚生労働省では、業務改善助成金だけでなく、生産性向上（設備・人への投資等）、正規・非正規の格差是正、より高い処遇への労働移動等を通じ、労働市場全体の「賃上げ」を支援しております。賃金引上げの検討の際に、ご活用ください。

▶ 受動喫煙防止対策に関する各種支援事業

職場で受動喫煙防止対策を行うにあたって発生する悩みについて、専門家が相談に応じます（希望によって、事業場に訪問して助言します。）。

また、全国で職場の受動喫煙防止対策に関する説明会を開催します。さらに、企業の研修や団体の会合に専門家を派遣して、出前講座を行います（内容についてはご希望に応じます）。

▶ 高度安全機械等導入支援補助金

補助対象機械

積載形トラッククレーン、油圧ショベル、ホイールローダー、締固め用機械

(安全装置のメーカーの希望小売価格の1/2が補助金の対象になります。**購入済みの機械に関しては補助対象外。**)

▶ 個人ばく露測定着促進補助金

適切な呼吸用保護具の選定のために実施される「個人ばく露測定」を行う事業者に、費用の一部を支援する「個人ばく露測定着促進補助金」が交付されます。

▶ エイジフレンドリー補助金

高齢労働者の労働災害防止のための設備改善や、専門家による指導を受けるための経費の一部を補助します。



労働条件等関係
助成金のご案内



受動喫煙防止対
策に関する各種
支援事業



高度安全機械等
導入支援補助金



個人ばく露測定
着促進補助金



エイジフレンド
リー補助金